

### 第3章 重点整備地区の設定

#### 1. 重点整備地区の要件

一定の地区における施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区を設定します。

なお、設定にあたっては、国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づく下記の要件を考慮し、特に優先してバリアフリー事業の実施が必要であると認められる地区を重点整備地区として位置づけます。

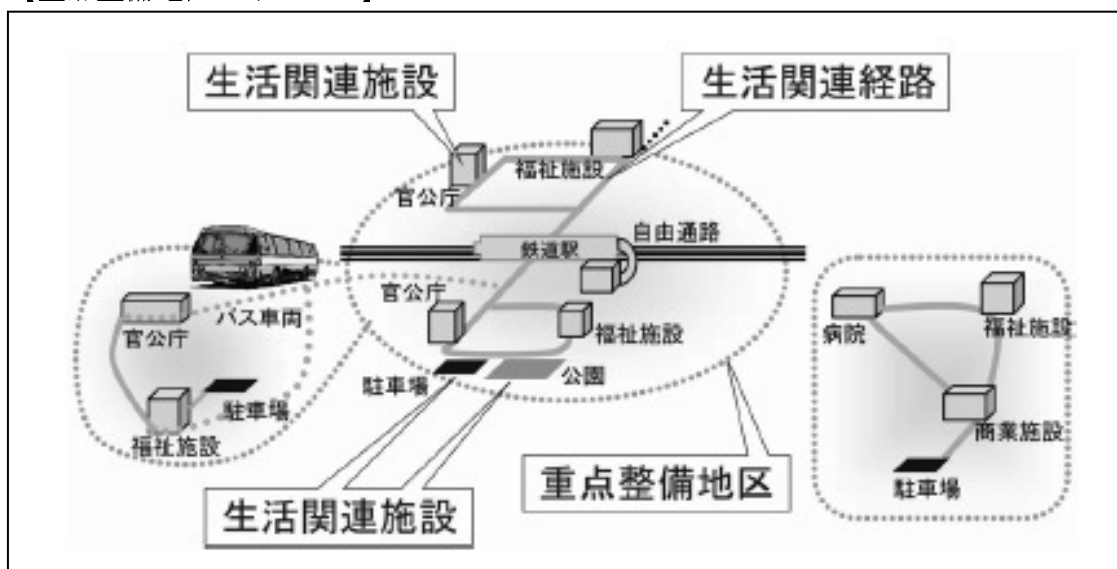
#### 【重点整備地区の要件】

- 生活関連施設の集積性（配置要件）
  - ・生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物がおおむね3以上あること
  - ・地区の面積はおおむね400ha未満
  - ・施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲
- 移動等円滑化の事業実施の必要性（課題要件）
  - ・高齢者、障がい者等による施設の利用状況や、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が高いこと
- 総合的な都市機能の増進に対する有効性（効果要件）
  - ・社会参加の機会、勤労の場の提供等都市機能の増進に効果的な事業の実施が可能なこと

※特定旅客施設：1日当りの平均的な乗降者数が5,000人以上、又は相当数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれること等の要件に該当する鉄道駅等

※特別特定建築物：不特定多数の者、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（多数の者が利用する政令で定める建築物）

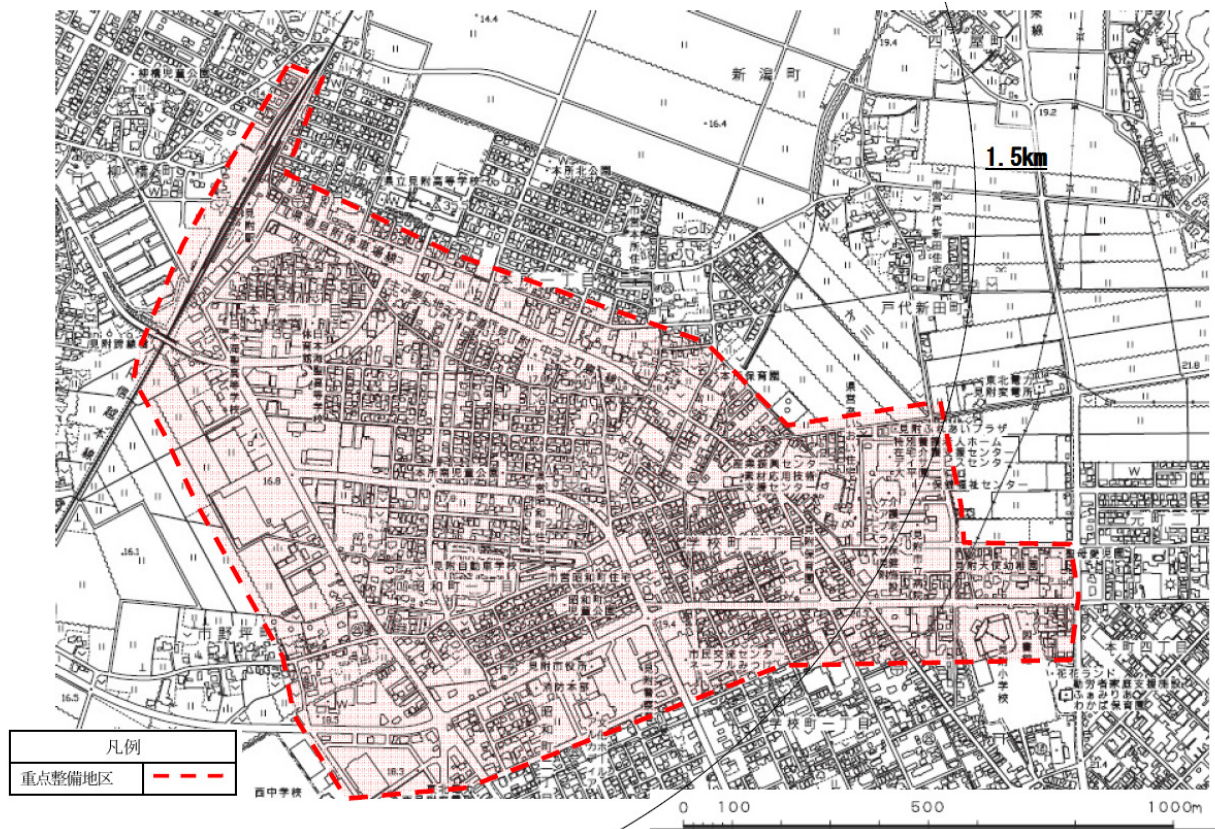
#### 【重点整備地区のイメージ】



## 2. 重点整備地区の区域設定

市内唯一の鉄道駅で1日4千人以上の利用があるJR見附駅や高齢者や障がい者などの利用の多い医療施設、公共施設が集積し、施設間をコミュニティバス等のバス路線が運行している見附駅東側約1.5km範囲を重点整備地区と設定します。

### 【重点整備地区】



## 3. 重点整備地区の特性

重点整備地区の特性は以下の通りです。

- ・見附市で唯一の鉄道駅「JR見附駅」がある。
- ・市役所や市民交流センターなどの公共施設が集積している。
- ・市立病院や保健福祉センターなどの医療・福祉施設が集積している。
- ・見附駅と主な公共施設間はコミュニティバスなどが運行している。